

# 帰国・外国人生徒に対する教育支援等について

令和2年4月

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

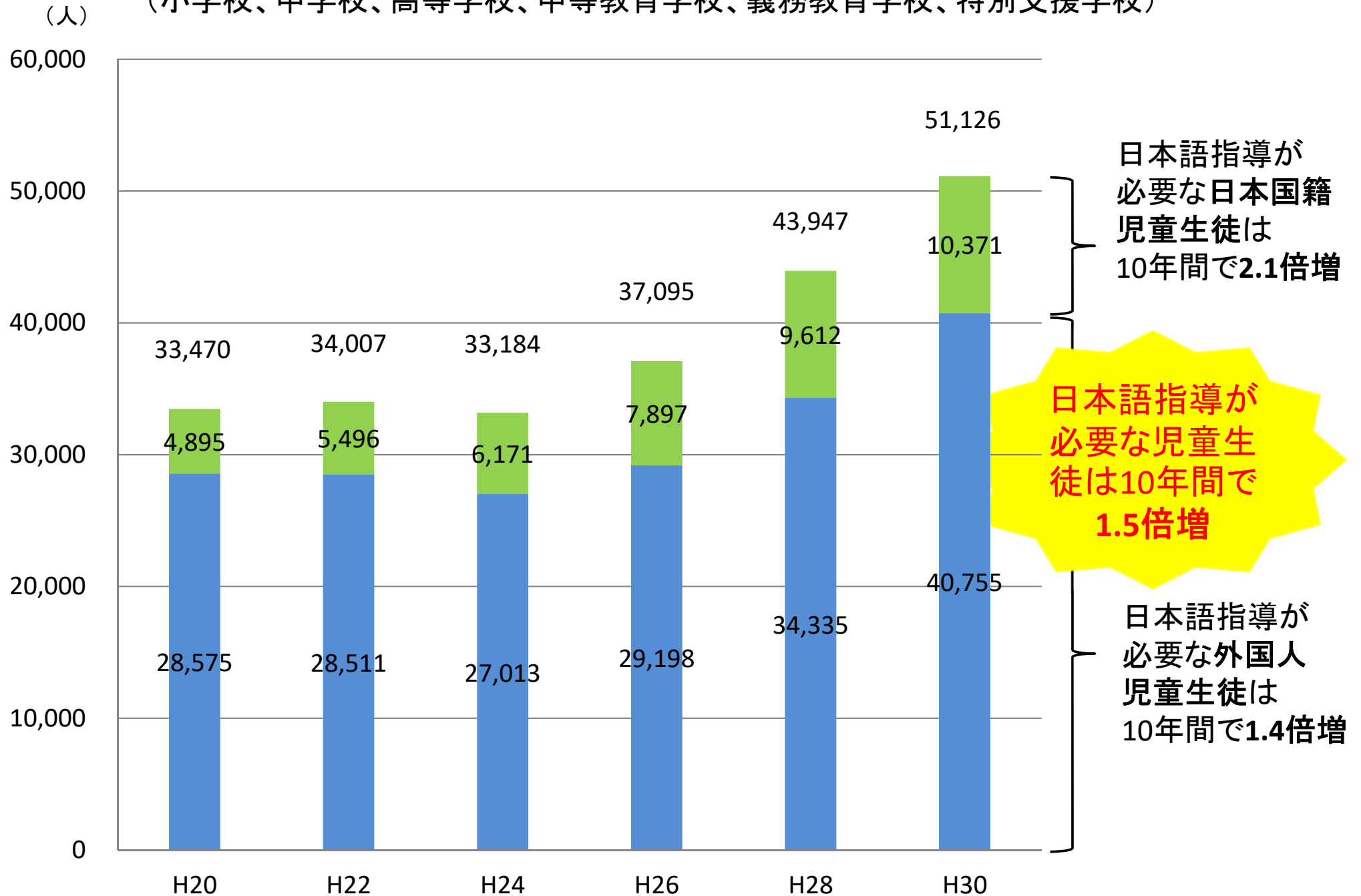


文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

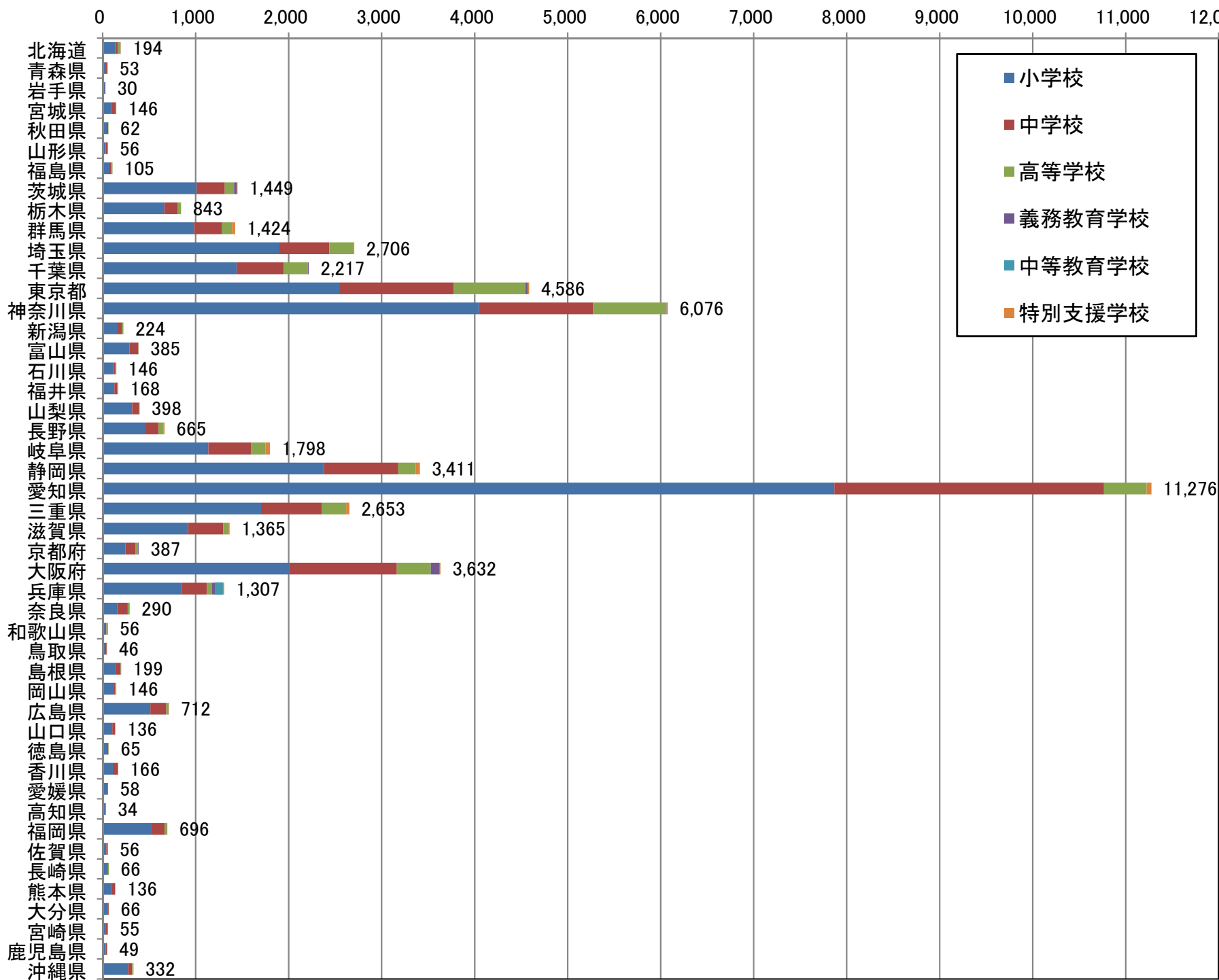
# 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



# 日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別）※日本国籍・外国籍合計

(児童・生徒数：人)



# 高等学校入学者選抜の状況

## ①高等学校入学者選抜における配慮を行う対象者について

配慮の対象となる期限	帰国後 1年程度	帰国後 2年程度	帰国後 3年程度	帰国後 5年程度	帰国後 6年程度	期限・対象者に 関する規定なし
帰国生徒	4	18	17	1	3	11

配慮の対象となる期限	来日後 2年程度	来日後 3年程度	来日後 5年程度	来日後 6年程度	来日後 7年程度	期限・対象者に 関する規定なし
外国人生徒	3	18	6	2	1	18

※各都道府県の高等学校入学者選抜実施要項の規定から、配慮の対象となる期限について該当する都道府県の数を記載。  
 ※海外における在住期間によって、配慮の対象となる期限を複数設けている県があるため、合計が47都道府県とはならない。  
 ※「〇年以内」、「〇年未満」等、県によって期限の規定が異なるため、上記の表では「〇年程度」としている。  
 ※「平成〇年4月以降に帰国(入国)した者」等の規定に関しては、平成31年4月の入学時までの期間として算定した。

## ②各学校における特別定員枠の設定状況について

	特別定員枠を設定している
帰国生徒	18
外国人生徒	14

※帰国・外国人生徒について、特別定員枠を設定している学校数を回答した都道府県の数を記載。

# 高等学校入学者選抜の状況

## ③帰国・外国人生徒に対する入学者選抜の配慮状況について

	試験教科を 軽減している	学科試験を 実施しない	その他
帰国生徒	15	2	23
外国人生徒	14	1	25

※入学者選抜の実施に際して、帰国・外国人生徒に対する配慮を実施している都道府県の数に記載。

◎「その他」に該当する内容

・出題文の漢字にルビを振る ・辞書の持ち込みを許可する ・試験時間の延長 等

出典「平成31年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」

## ④試験教科の軽減の状況について

	国語、数学、外国語(英語) を実施	数学、外国語(英語) を実施	5教科(※)から 3教科を自己選択
帰国生徒	10	3	2
外国人生徒	8	4	2

※③の「試験教科を軽減している」都道府県について、それぞれの教科の試験を実施した都道府県の数に記載。

※試験教科については、各都道府県教育委員会の高等学校入学者選抜実施要項により確認した。

※5教科は、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)。

※学力検査に加えて、面接や作文を課す都道府県もある。

出典：各都道府県教育委員会の高等学校入学者選抜実施要項

# 高等学校の編入学の状況

## ①編入学試験の実施時期について

	随時実施している	時期を限定して実施している	その他
帰国生徒	28	13	18
外国人生徒	24	14	19

※編入学試験の実施時期について、それぞれに該当する都道府県の数に記載。

※同一の県において、「随時実施」の高校と、「時期を限定して実施」の高校の両方が存在する、などのケースがあるため、合計が47都道府県にはならない。

◎「その他」に該当する内容

・学校の判断による ・個別の事情を勘案して判断 ・原則は時期を限定しているが、状況によっては随時実施も可 等

## ②編入学試験の実施方法について

	学科試験を実施している	学科試験を実施しているが、試験教科を軽減している	学科試験を実施していない（面接・作文等のみ）	その他
帰国生徒	21	4	3	25
外国人生徒	20	3	3	26

※編入学試験の実施方法について、それぞれに該当する都道府県の数に記載。

※同一の県において、「学科試験を実施している」高校と「試験教科を軽減している」高校の両方が存在する、などのケースがあるため、合計が47都道府県にはならない。

◎「その他」に該当する内容

・学校の判断による ・個別の事情を勘案して判断 等

# 【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】  
第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

## 1. 制度の概要

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)  
または、日本語指導担当教員＋指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

## 2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施  
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施  
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

## 3. 支援体制

国の施策



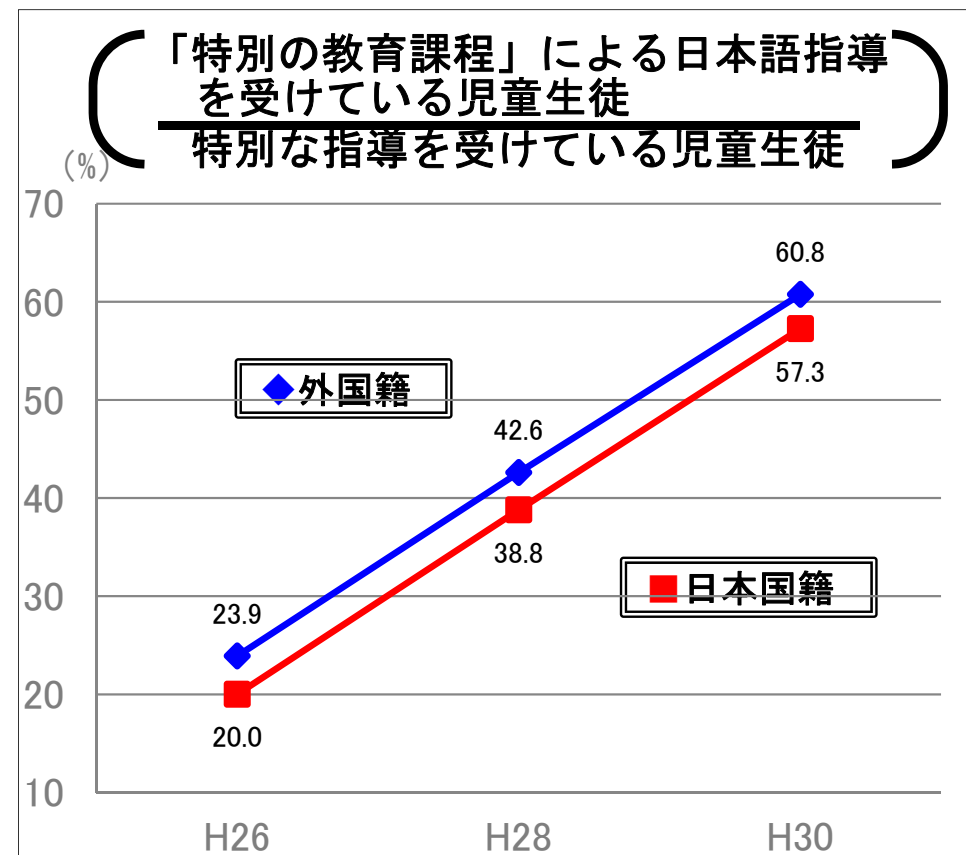
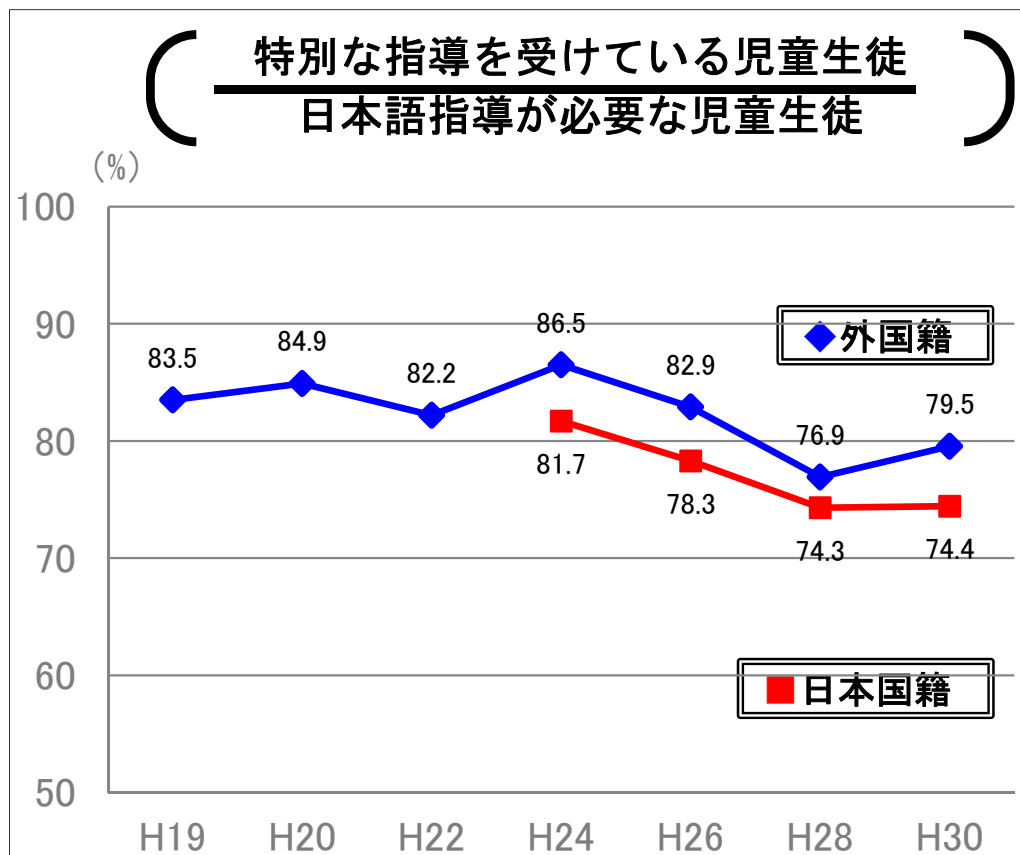
【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等  
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等  
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等  
・課外での指導・支援

# 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状

- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で79.5%（2.6ポイント増）、日本国籍の者で74.4%（0.1ポイント増）となっている。

このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」(※)を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ60.8%（18.2ポイント増）、57.3%（18.5ポイント増）となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。





# 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）の概要

## 趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

## 概 要

### 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設（児童生徒13人に1人）
- **日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設（児童生徒18人に1人）**
- 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）

平成29(2017)年度～令和8(2026)年度までの10年間で計画的に措置

- 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設(学校の児童生徒数に応じて算定)
- 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

### 義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

### 学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等（学校教育法等の一部改正）
- 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）

学校の指導・運営体制の充実

学校の運営の改善

## 施行期日

平成29年4月1日



## 現状の課題と対応

- 日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向(10年間で1.5倍)が続いており、使用言語の多様化が進むとともに、集住化・散在化の両方の傾向がみられるようになっており、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要となっている。
- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導を受けていない児童生徒は、平成30年度では21.5%。特別な指導を受けている児童生徒のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒は、60.1%である。
- 外国人児童生徒等の受入れ環境の整備を進めるためには、日本語指導補助者や支援員の一層の充実を図るとともに、ICTの活用など指導・支援体制の工夫を図ることにより、効率的に指導・支援を行うことが必要不可欠。

### ◆帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

補助対象： 都道府県・指定都市・  
中核市

補助率： 1/3

### ◆定住外国人の子供の就学促進事業

補助対象： 都道府県・市区町村等

補助率： 1/3

## 【校内の支援・指導体制の構築】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- ICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援 等

## 【校外での就学支援の推進】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

■自治体が発行する外国人児童生徒等の教育に関する取組を支援することにより、各地域の実情に応じた指導・支援体制の構築を促進する。

# 平成29年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況

※ここでいう「高校生等」とは、公立の全日制・定時制高等学校、通信制高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒をいう。

※全高校生等のデータは、「平成29年度学校基本調査(※1)」、「平成30年度学校基本調査(※2)」及び「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(※3)」を基に算出。

## 1. 中途退学率

	在籍している生徒数	中途退学した生徒数	中退率
日本語指導が必要な高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	3,933	378	9.6%
全高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	2,295,416(※1)	28,929(※3)	1.3%

## 2. 進路状況

### ①進学率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等(※4)に進学等した生徒数	進学率
日本語指導が必要な高校生等	704	297	42.2%
全高校生等	750,315(※2)	533,118(※2)	71.1%

(※4)短期大学、専門学校、各種学校を含む

### ②就職者における非正規就職率

	高等学校等を卒業した後就職した生徒数	高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数	就職者における非正規就職率
日本語指導が必要な高校生等(全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	245	98	40.0%
全高校生等(全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	158,135(※2)	6,746(※2)	4.3%

### ③進学も就職もしていない者の率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な高校生等	704	128	18.2%
全高校生等	750,315(※2)	50,373(※2)	6.7%

(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」

# 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 報告書（概要）

## 検討の背景

- 日本語指導を必要とする児童生徒は平成30年度に5万人を超え、母語の多様化も進行。新たな在留資格の創設により、今後更なる在留外国人の増加が見込まれる。
- 国が初めて実施した調査により、約2万人の外国人の子供が就学していない可能性があるか、就学状況が確認できていない状況にあることが明らかに。
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月）、中央教育審議会に対する諮問（平成31年4月）等も踏まえ、更なる充実の方向性を検討。

## 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に制度設計を行うことが必要。「誰一人取り残さない」という発想に立ち、社会全体としてその環境を提供できるようにする。（すべての外国人の子供が就学することを目標に）
- 就学前段階や高等学校段階、学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援、また、日本語教育のみならず、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供する必要。
- 学齢期から様々なルーツを有する子供達とともに学習することで、国際的な視点を持って社会で活躍する人材となり得ることを重視し、指導に取り組む。

## 分野ごとの主な施策

	速やかに実施すべき施策 (可能なものから速やかに具体化を図り、施策として実行)	実現に向けて取り組む課題 (順次、施策化に必要な制度的対応や予算を検討)
1. 指導体制の確保・充実	<ul style="list-style-type: none"><li>• 国の補助事業（拠点校方式等の指導体制構築、初期集中支援の実施、支援員配置、ICT活用等）の一層の活用促進</li><li>• <u>散在地域の指導体制構築</u>に関し、実践研究を実施し、その成果を全国に普及</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>「日本語教師」を、学校での日本語指導に積極的に活用</u>（特別免許状、特別非常勤講師制度の活用も検討）</li><li>• 「GIGAスクール構想」の検討と共に、<u>ICT教材の活用、遠隔授業の実施</u>等を推進</li></ul>
2. 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善	<ul style="list-style-type: none"><li>• 教員研修のための<u>「モデルプログラム」を全国展開</u></li><li>• 教師が外国人児童生徒等について効率的に必要な知識や技能を得られる<u>研修用動画を作成</u></li><li>• 「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の機能強化等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>大学等における履修証明</u>等により、日本語指導担当教師が専門的な知識を得られる仕組みを検討</li><li>• 教員養成における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けについて検討</li><li>• JSLカリキュラムの改訂や高等学校版JSLの策定を順次検討</li></ul>
3. 就学状況の把握、就学の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>• 外国人の子供の就学促進に関する<u>先進事例を自治体に提供</u></li><li>• 教育委員会と住民基本台帳部局等の連携促進</li><li>• 地方公共団体における就学促進の取組について継続的に調査</li><li>• 日本語教育推進法の基本方針に就学促進を位置付け</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を作成</u></li><li>• <u>住民基本台帳等に基づき学齢簿に準じるものを作成する等、更なる制度的な対応の在り方を検討</u>（外国人の子供の保護者に就学義務を課すことについては、引き続き慎重に検討）</li></ul>
4. 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>公立高等学校入学者選抜における先進事例を地方公共団体に提供</u>し、各地域の実情に応じた取組を促進</li><li>• 国の補助事業（日本語指導体制構築、進路指導・キャリア教育の充実等）の継続実施と一層の活用促進</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>高等学校における「特別の教育課程」の適用</u>を含め、日本語の指導方法や制度的な在り方について検討</li><li>• 外国人学校等を卒業した外国人生徒について、高等学校入学者選抜の受検資格に関し、より適切な配慮が行われるための方策を検討</li></ul>
5. 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方</u>について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て研究を実施</li><li>• 外国人幼児のための就園ガイド等を作成</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 教育委員会、外国人学校、国際交流協会等との連携により、<u>母語・母文化を尊重した取組の推進</u></li><li>• <u>プレスクール</u>等の取組の更なる推進方策を検討</li></ul>